

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開(別紙様式2)

	公共工事の名称、場所、 期間及び種別	契約担当官等の氏名並 びにその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争 入札の別(総合評価の実 施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の 区分	応札・応募者数	
1	大阪労災特別介護 施設エレベーター 改修工事 堺市南区城山台5 -2-1 R8.7.7～R9.3.19	支出負担行為担当 官大阪労働局総務 部長 正敏 大阪市中央区大手 前4-1-67	R8.7.7	三精テクノロジーズ 株式会社 大阪市淀川区宮原 4-3-29	3120901006634	別紙1参照	¥42,900,000	¥42,900,000	100.0%	-	-	-	-
2	岸和田公共職業安 定所外壁改修工事 (変更契約) 岸和田市作才町1 264 R8.7.30～R8.9.30	支出負担行為担当 官大阪労働局総務 部長 正敏 大阪市中央区大手 前4-1-67	R8.7.30	株式会社ニシケン 岸和田市磯上町1 -19-13	5120101037296	別紙2参照	変更前: ¥13,665,300 変更後: ¥14,390,200	変更前: ¥7,733,000 変更後: ¥8,063,000	56.0%	-	-	-	-

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

契約件名及び数量	大阪労災特別介護施設エレベーター改修工事
随意契約によることとした理由	大阪労災特別介護施設のエレベーターは設置後25年経過し、エレベーター法定償却耐用年数(17年)及び社団法人建築・設備維持保全推進協会の評価方針である耐用年数(20年)を超過していること、平成21年9月の法令改正により装備が義務づけられた戸開走行保護装置及び地震時等管制運転装置が装備されておらず、現在、既存不適格の状態となっており、地震・事故発生時の利用者の安全を確保する必要があることを理由として、本件工事を要するものである。 工事の施工に当たっては、一部改修であることを理由として、制御装置、安全装置の設置、既設設備に適合する材料の供給等を要するところ、既存エレベーターのシステムや構造等を熟知している製造元以外の対応が不可能である。 よって、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、当該相手方と随意契約を行うこととした。
再委託がある場合のその内容、金額に占める割合、必要性、随意契約によることとした理由との整合性	再委託なし
随意契約の見直し予定等	上記理由をして、競争性のある契約方式への移行予定はなし。
備考	

契約件名及び数量	岸和田公共職業安定所外壁改修工事(変更契約)
随意契約によることとした理由	契約履行中に外壁業務内容の変更があり、履行中の受注者以外の者に履行させることは合理性に欠け、競争に付すると不利になるものと認められる。したがって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第4号イに基づき随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため、競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	